

広報

みなかみ

No.66

2011

4月

平成23年4月1日発行

Public Information MINAKAMI



水と緑・歴史と文化に息づく利根川源流のまち みなかみ

お知らせ
します

平成23年度予算が決まりました

一般会計
予算額

123億1千万円

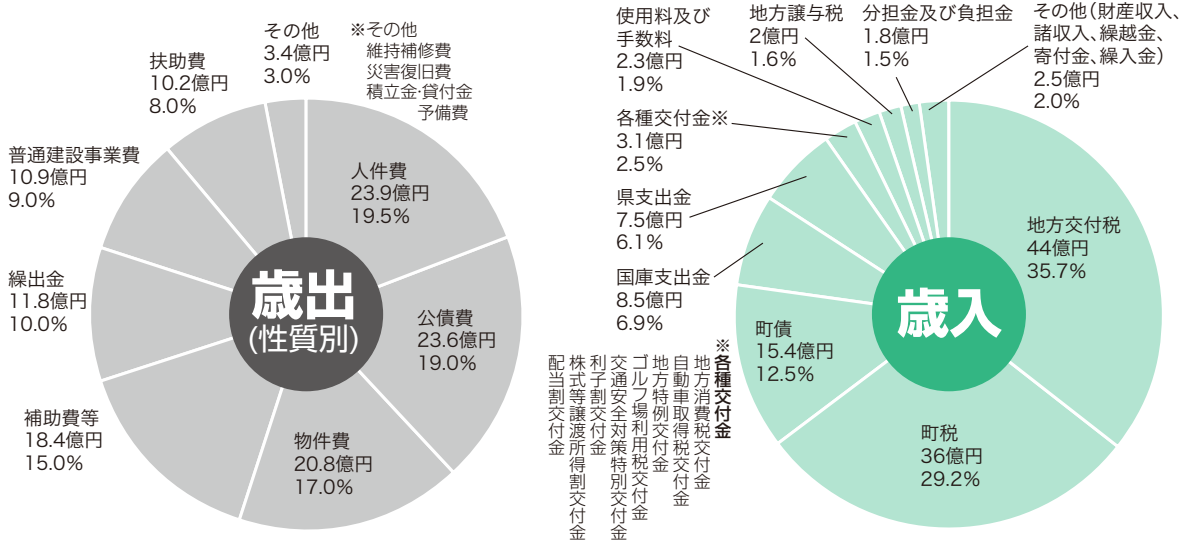
◆会計別当初予算額

区分	平成23年度	平成22年度	増減率	
一般会計	123億1,000万円	121億円	1.7%	
国民健康保険特別会計	28億5,900万円	28億5,466万円	0.2%	
後期高齢者医療特別会計	2億3,900万円	2億2,062万円	8.3%	
介護保険特別会計	18億8,700万円	18億3,000万円	3.1%	
下水道事業特別会計	9億9,200万円	10億675万円	△1.5%	
利根沼田広域観光センター特別会計	820万円	874万円	△6.2%	
スキー場事業特別会計	1,400万円	1,258万円	11.3%	
自家用有償バス事業特別会計	660万円	498万円	32.5%	
温泉事業特別会計	3,700万円	3,525万円	5.0%	
老人保健特別会計	0円	127万円	△100%	
簡易水道事業特別会計	0円	2億3,229万円	△100%	
水道事業会計	収益的収入	4億4,600万円	2億7,529万円	62.0%
	収益的支出	4億4,200万円	2億3,224万円	90.3%
	資本的収入	1億3,480万円	9,141万円	47.5%
	資本的支出	2億3,720万円	1億7,803万円	33.2%

※予算の詳細については、町のホームページに掲載されている予算の概要及び予算書をご覧ください。
 ※平成23年度より、老人保健特別会計は後期高齢者医療制度の創設に伴い廃止しました。また、簡易水道特別会計は、公営企業法適用の水道事業会計に統合するため廃止しました。

一般会計の内訳

町の中心となる会計で行政運営の基本的な経費



平成23年度一般会計予算総額は123億1千万円(前年度比17%)となりました。
 歳入では町税が前年度より約5千4百万円減(△15%)となる見込みです。地方交付税は前年度より約3億円多い44億円を計上しています。町債は合併特例債をはじめ、過疎指定された町村が利用できる過疎対策事業債、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債を発行するため、約3億円(前年度比27%)増加しています。
 また、国庫支出金が約1億1千万円(15.2%)の増額となっておりますが、繰入金(基金の取崩)は約3億6千万円(△93.9%)に大きく減少しました。
 歳出では公債費(借金の返済)が返済期間を見直したため、約2億7千万円(13.2%)の増額となりました。この見直しにより将来の地方債残高が大きく減少します。また、前年度よりも普通建設事業費が約1億2千万円(△10.3%)の減額となっております。
 今年度から効率的な財政運営を行うため、施策別予算の枠配分方式を導入しています。

◆平成23年度に実施する主な事業

※水道事業会計を除く。

平成23年度当初予算について、目標や施策ごとに分類した主な事業を紹介します。

目標	予算額	主な施策	主な事業	予算額
1 誰もが安心でき、安全でゆとりを感じるまち	79億 7,612万円	地域で支える福祉の構築	社会福祉協議会支援4,000万、ボランティアセンター運営支援事業300万など	4,703万円
		高齢者福祉の充実	老人保護措置委託事業5,445万、利根沼田広域圏老人ホーム負担金3,046万、敬老祝い金事業1,207万など	1億 6,836万円
		子育て支援の充実	子ども手当給付事業3億9,695万、保育所広域入所委託事業1,375万、入学支援事業540万、保育対策等促進事業(延長保育)482万、子育て支援センター運営事業744万など	7億 428万円
		障害者福祉の充実	障害者自立支援給付事業2億4,207万、地域活動支援センター事業2,521万など	3億 3,076万円
		社会保障制度の充実	国民健康保険特別会計28億1,645万、後期高齢者医療特別会計2億3,900万、介護保険特別会計18億5,609万など	59億 955万円
		消防・防災対策の強化	利根沼田広域消防負担金事業3億4,562万、消防施設整備事業3,374万など	4億 6,773万円
		雪対策の強化	除雪委託事業6,168万、消雪施設維持管理事業6,000万など	1億 7,802万円
2 豊かな自然と共生するまち	28億 2,330万円	計画的な土地利用	土地開発公社運営補助事業1,521万、土地開発公社利子補給事業1,219万など	3,837万円
		拠点機能を充実した市街地整備の推進	道整備交付金事業(悪戸矢瀬線・温泉通り線)1億3,804万、まちづくり交付金事業(後閑地区)1億7,625万など	1億 9,602万円
		道路網の整備	町道悪戸関口線道路改良事業(橋梁架け替え)1億8,755万、入須川師田線道路改良事業1,662万など	4億 409万円
		みなかみ・水・「環境力」宣言の実現	新エネルギー事業(小水力発電施設整備等)4,920万、環境対応車推進事業(急速充電施設整備等)1,915万、一ノ倉沢交通規制事業551万など	7,725万円
		水と緑を守る環境衛生の推進	固形燃料化施設管理事業2億5,652万、アメニティパーク運営事業7,004万など	4億 9,570万円
住環境整備	町営住宅長寿命化対策事業1,750万、狭あい道路拡幅整備事業4,764万など	1億 441万円		
3 交流による魅力と活力にあふれるまち	2億 9,189万円	観光振興	群馬デスティネーションキャンペーン事業4,283万、観光協会補助事業2,000万、諏訪峡遊歩道整備事業2,300万、たくみの里地域活性化事業892万、谷川エコツーリズム推進協議会事業360万など	2億 7,363万円
4 産業が育ち持続するまち	6億 4,198万円	地域の特性を活かした農林業の振興	利根沼田区域農用地総合整備事業(望郷ライン)負担金1億1,059万、中山間地域総合整備事業(水上中央)8,000万、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業(真沢地区)2,113万、有害鳥獣対策関連事業2,918万など	5億 6,779万円
5 豊かな文化と心を育むまち	11億 913万円	学校教育の充実	利根沼田学校組合(利根商業高校)負担金4億8,712万、教育補助員事業2,413万、外国青年招致事業2,039万、スクールバス購入事業867万など	9億 7,923万円
		生涯学習の推進	利根沼田文化会館運営費負担金2,464万、カルチャーセンター運営事業1,971万、文化協会補助事業131万など	7,004万円
6 住民とともに歩む健全なまち	29億 2,731万円	住民参加のまちづくり	地場産業振興対策事業1,000万、区長会事業1,872万など	5,229万円
		健全財政の推進	地方債償還事業23億5,921万など	26億 8,268万円
7 その他	25億 8,308万円	職員人件費、議会費、選挙費など	職員人件費23億8,262万、県知事・県議会議員選挙2,339万など	25億 8,308万円
繰越事業	平成22年度予算に計上されながら年度内に事業が完了せず、平成23年度に繰り越して実施する事業		電波遮へい対策(地上波デジタル対応)補助事業1,574万、協働のまちづくり事業1,380万、老人福祉施設運営事業1,838万、旧衛生センター解体事業1,000万、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業1,800万、SL機関車移転整備事業2,500万、悪戸矢瀬線道整備交付金事業1億5,050万、水上中学校改築事業1億2,208万など	6億 4,710万円

■問い合わせ先 総合政策課 財政グループ ☎(25)5005

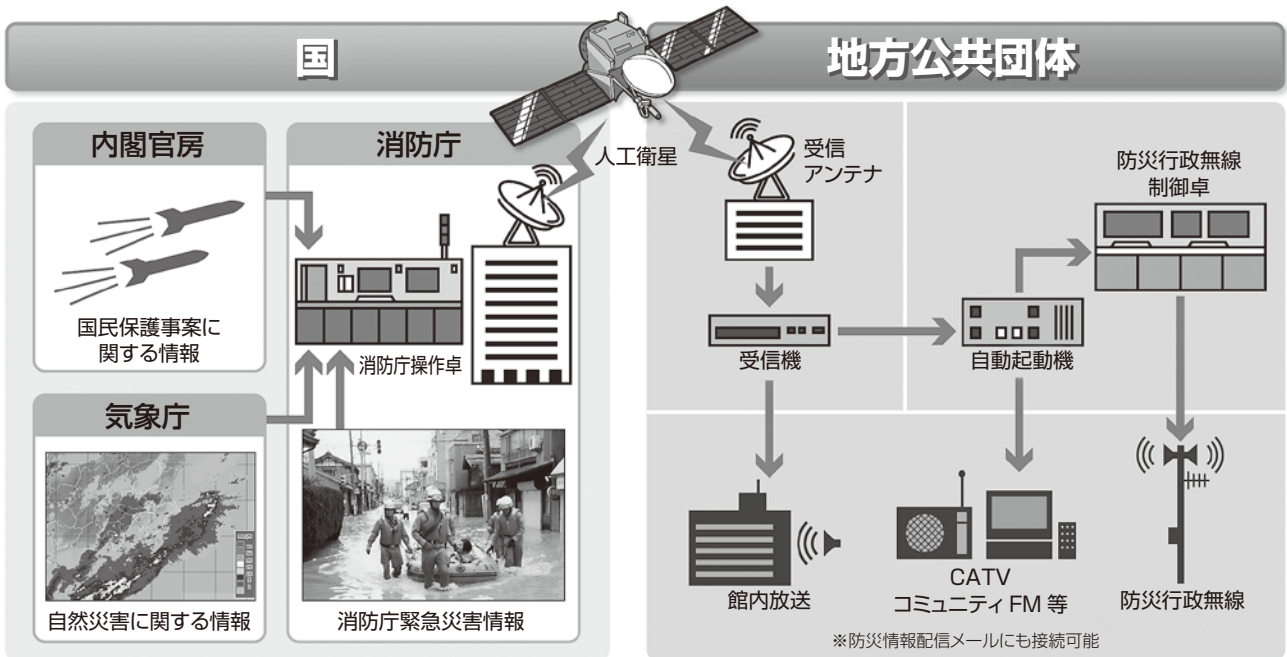
全国瞬時警報システム(J-ALERT)の運用をはじめます

全国瞬時警報システム(J-ALERT)とは?

総務省消防庁が運用するシステムで、津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった、対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて情報を送信し、市区町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を直接そして瞬時に伝達する世界でも画期的なシステムです。

本町では、この全国瞬時警報システム（以下J-ALERTと言う）の運用を今年4月1日から開始する予定です。緊急情報が放送されたら、テレビやラジオをつけて緊急情報に注意するとともに、状況に応じ、落ち着いた行動をしてください。

なお、運用を開始するのは、月夜野地区のみですが、将来的に全町域に拡大する予定です。



※システムのイメージ図です。

J-ALERTにより放送される情報（放送例）

◆国民保護関係情報〈警報音：有事サイレン〉

◎弾道ミサイル情報

「ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。当地域に着弾する可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」（3回繰り返し）

◎ゲリラ・特殊部隊攻撃情報

「ゲリラ攻撃情報。ゲリラ攻撃情報。当地域にゲリラ攻撃の可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」（3回繰り返し）

◎航空攻撃情報

「航空攻撃情報。航空攻撃情報。当地域に航空攻撃の可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」（3回繰り返し）

◎大規模テロ情報

「大規模テロ情報。大規模テロ情報。当地域にテロの危険が及ぶ可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」（3回繰り返し）

◆地震関係情報〈警報音：チャイム音〉

◎緊急地震速報（震度4以上）

「大地震です。大地震です。」（3回繰り返し）

J-ALERT によって伝達される情報

有事情報に関する情報

- 弾道ミサイル情報※
- ゲリラ・特殊部隊攻撃情報※
- 航空攻撃情報※
- 大規模テロ情報※



【注意事項】

- ※これらの情報は緊急情報であるため、24時間、いつでも自動的に放送されます。
- ※緊急地震速報は、地震による強い揺れを事前にお知らせするものですが、震源が近いときや直下型の場合は、放送が間に合わないことがあります。
- ※このシステムは、国のコンピューターから自動的に発信されるものであるため、場合により、誤報が発信される可能性があります。その際は、キャンセル報（訂正放送）が放送されます。
- ※J-ALERTからの一斉放送は、緊急放送として強制的に最大音量で放送されます。放送終了後、戸別受信機の「緊急解除」のボタンを押すことにより、平常時のボリュームに戻ります。

自然災害に関する情報

- 津波警報（オオツナミ）
- 津波警報（ツナミ）
- 津波注意報
- 緊急地震速報※
- 東海地震予知情報
- 東海地震注意情報
- 東海地震観測情報
- 震度速報
- 震源・震度に関する情報
- 噴火警報
- 噴火予報
- 火口周辺警報
- 気象警報
- 気象注意報
- 指定河川洪水予報
- 土砂災害警報情報
- 記録的短時間大雨情報
- 竜巻注意情報

※23年度中から送信開始予定



防災事業に関するお知らせ

◆緊急輸送道路の指定を実施します◆

みなかみ町では、平成20年度に耐震改修促進計画を策定しました。同計画においては、地震発生時に通行を確保すべき道路について調査検討することと定めております。

群馬県が指定した国道・県道とともに、必要に応じて町道も緊急輸送道路として指定する予定です。指定された道路の沿線は、地震発生時の安全を確保する必要があるため、町民の皆さんにご協力をお願いするところもありますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

◆福祉避難所を指定しました◆

現在町内では、93カ所が避難場所として指定されています。この度、その中の5カ所と新たに町保健福祉センターを加えた、計6カ所が「福祉避難所」に指定されました。

福祉避難所とは、日常的に特別養護老人ホームや短期入所施設等を利用してはいたないが、災害発生時等において、避難所での生活を余儀なくされた場合に特別な配慮が必要な方（具体的には高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者など）を対象にした避難所です。

地区名	施設名	住所	電話番号	管理者
月夜野地区	町保健福祉センター	月夜野118	62-2527	社会福祉協議会
	カルチャーセンター	上牧1735	20-4040	教育課
水上地区	藤原小・中学校	藤原3491	75-2103	
	水上中学校	湯原222	72-2124	
新治地区	新治小学校	新巻208	64-0023	
	にいはるこども園	須川774-1	64-0931	子育て健康課

■問い合わせ先 総務課 管財・防災グループ ☎(25)5002

平成23年4月10日(日)は

群馬県議会議員選挙の投票日です

◎期日前・不在者投票について

この期日前投票制度は、投票用紙を直接投票箱に入れる方法で、従来の不在者投票よりも手続が簡略になっています。昼休み、仕事帰り、休日でも投票できますのでお気軽にご利用ください。

なお、期日前投票を行える場所は入場券裏面に記載されたいずれかの期日前投票所に限られますのでご注意ください。※名簿登録者で投票する時点で未成年者の方は、不在者投票になります。

4月2日(土)から4月9日(土)までの間、毎日午前8時30分から午後8時まで(ただし、水上支所、新治支所においては、午後7時まで)「期日前投票所」において投票ができます。投票日に旅行や仕事等で投票に行けない方は、あらかじめ期日前投票をすませておきましょう。

期日前投票所
みなかみ町役場本庁舎
役場水上支所
役場新治支所

◎投票所・投票時間について

投票は、午前7時から午後6時まで指定された投票所で投票できます。あらかじめ入場券でご確認のうえ、お間違えのないようご来場ください。

なお、投票所については、下記のとおりです。

【月夜野地区】

投票区名	施設名	投票時間	投票区名	施設名	投票時間
月夜野第1投票区	みなかみ町役場	7:00 } 18:00	月夜野第6投票区	上組公民館	7:00 } 18:00
月夜野第2投票区	師公民館		月夜野第7投票区	下石倉公民館	
月夜野第3投票区	真政公民館		月夜野第8投票区	カルチャーセンター	
月夜野第4投票区	下区集落センター		月夜野第9投票区	下牧公民館	
月夜野第5投票区	月夜野総合体育館				

【水上地区】

投票区名	施設名	投票時間	投票区名	施設名	投票時間
水上第1投票区	観光会館	7:00 } 18:00	水上第4投票区	中部生活改善センター	7:00 } 18:00
水上第2投票区	小仁田会館		水上第5投票区	北部生活改善センター	
水上第3投票区	役場水上支所				

【新治地区】

投票区名	施設名	投票時間	投票区名	施設名	投票時間
新治第1投票区	猿ヶ京地区 多目的集会施設	7:00 } 18:00	新治第4投票区	入須川社会体育館	7:00 } 18:00
	新治第2投票区		旧猿ヶ京小学校	新治第5投票区	
新治第3投票区			にいほるこども園	新治第6投票区	

◎開票所・開票時間について

開票については、下記のとおりです。

◆開票所 みなかみ町中央公民館 大会議室

◆開票開始時刻 午後8時から

※詳しいことや不明な点は下記までお問い合わせください。

■問い合わせ先 みなかみ町選挙管理委員会 ☎(25)5001



共同募金の配分申請

— 民間福祉事業を支援します —

「赤い羽根募金」・「NHK歳末たすけあい」などでおなじみの共同募金。
この共同募金の配分は、県民の皆様の貴重な浄財が財源です。
配分を希望する場合は、5月10日までに所定の申請書を提出してください。

施設整備配分

福祉サービス利用者を直接処遇する施設を新築・改築・改修・修繕する事業
※原則法人所有

- 申請できるのは** 社会福祉法人、更生保護法人、特例民法法人、一般・公益社団（財団）法人、特定非営利活動法人
- 配分の上限は** 事業費の75%まで
- ◎第一種・第二種社会福祉事業及び更生保護事業の場合……………上限500万円
 - ◎それ以外の場合……………上限200万円

車両整備配分

福祉サービス利用者を直接処遇するために使用する自動車を新規購入または更新する事業

- 福祉車両・ワゴン車・バス（送迎用など）
- バン・トラック（授産施設・作業所など）

- 申請できるのは** 社会福祉法人、更生保護法人、特例民法法人、一般・公益社団（財団）法人、特定非営利活動法人
- 配分の上限は** 事業費の75%まで
- ◎バス（マイクロバス等）……………上限300万円
 - ◎それ以外……………上限200万円

備品整備配分

福祉サービス利用者を直接処遇するために使用する備品を新規購入または更新する事業

- 申請できるのは** 社会福祉法人、更生保護法人、特例民法法人、一般・公益社団（財団）法人、特定非営利活動法人、任意団体（法人格のない団体）
- 配分の上限は** 事業費の75%まで（上限200万円）
※ただし、任意団体は上限100万円とします。

事業経費配分

- ①地域で福祉サービス利用者を直接処遇する事業
- ②福祉施設を拠点として地域福祉サービスを提供する事業
- ③地域住民や福祉関係者などを対象とした各種啓発事業、講演、研修等の事業
- ④複数の団体間を調整し、福祉の増進を図る事業

- 申請できるのは** 社会福祉法人、更生保護法人、特例民法法人、一般・公益社団（財団）法人、特定非営利活動法人、任意団体（法人格のない団体）
- 配分の上限は**
- 1事業あたり事業費の75%（上限50万円）
 - ※1団体5事業（上限150万円）まで申請できます。

運営費配分

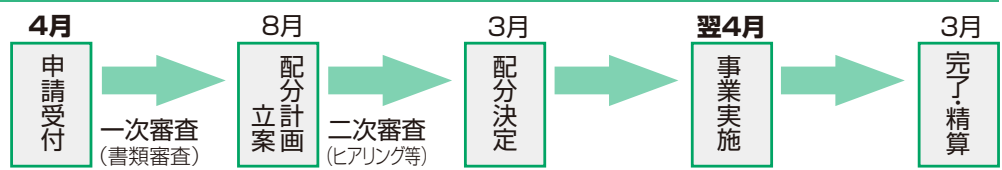
福祉活動を目的として設立された団体の活動経費

- 申請できるのは** 任意団体（法人格のない団体）
- 配分の上限は** 1団体あたり5万円まで

- 受付締切：平成23年5月10日（火）
- 受付窓口：町の共同募金会窓口（支会・分会）
または県共同募金会事務局（本会）
- ◎建物に係る事業（施設整備配分）……………本会
- ◎施設等拠点で使用する車両や備品……………支会分会
- ◎市町村域内の事業……………支会分会
- ◎市町村域を超えた広域活動事業……………本会

どの配分も、民間の福祉事業が対象です！
介護保険事業や行政の責任に属する事業は配分対象外です。（施設整備配分は介護保険事業でも対象になる場合あり）

申請から配分まで 申請は平成23年4月1日～5月10日、事業実施は平成24年4月からです。



■問い合わせ先 **県共同募金会** ☎027(255)6596 または

町民福祉課	福祉・医療グループ	☎(25)5011
水上支所	庶務・住民サービスグループ	☎(72)2111
新治支所	庶務・住民サービスグループ	☎(64)0111

忘れずに!

4月は異動の季節です 国民健康保険の手続はお早めに

	届出が必要な場合	手続きに必要なもの		
		印鑑	保険証	その他
加入するとき	ほかの市町村から転入してきたとき	○		転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき、 またはその扶養家族でなくなったとき	○		社会保険離脱証明書
	子どもが生まれたとき	○		母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	○		保護廃止決定通知書
	外国人の方で1年以上の在留資格があり、 外国人登録を行ったとき	○		外国人登録証 パスポート
脱退するとき	ほかの市町村へ転出するとき	○	◎	
	職場の健康保険へ加入したとき、 またはその扶養家族になったとき	○	○	加入した職場の保険証
	死亡したとき	○	○	
	生活保護を受けるようになったとき	○	○	保護開始決定通知書
	外国人の加入資格がなくなったとき	○	○	外国人登録証明書
その他のとき	退職被保険者に該当したとき	○	○	年金証書
	同じ市町村内で住所が変わったとき			
	世帯主が変わったとき	○	◎	
	世帯が分かれたときや一緒になったとき			
	氏名が変わったとき	○	○	
	保険証を失くした、または破損したとき	○	○	運転免許証などの 身分を証明するもの
修学のためほかの市町村へ転出し、 保険証が必要なとき	○	○	在学証明書	

※◎は世帯全員の保険証

■加入・脱退は14日以内に

職場の医療保険（健康保険、共済組合など）に加入している人以外は、すべて国民健康保険（国保）に入らなければなりません。

就職や退職などで、国保から他の医療保険へ、または他の医療保険から国保へ変わる場合には、保険証を確認し、14日以内に手続をしてください。

■届出が遅れると

国保に加入する届出が遅れると、保険証がない間の医療費全額が自己負担になります。後日、加入の届出をすると、前の保険が切れた日までさかのぼって国保の資格を得られませんが、国保税も資格が発生した日にさかのぼって納めることになるので、一度に多額の保険税を納めなければなりません。

■学生用の保険証

家族と離れて住む学生のために学生用の保険証を交付しています。該当する人は、印鑑、国民健康保険証、在学証明書を持参して申請してください。

学生の保険証の有効期限は9月30日までですが、毎年4月に更新の手続をしてください。その際にも、在学証明書が必要となります。学生でなくなった場合は、速やかに保険証を返還してください。

ご存知ですか退職医療制度

会社や役所などを退職して国保に加入し、厚生年金などを受け取っている65歳未満の人とその家族は「退職者医療制度」に加入となりますので届出をお願いします。

※国保税の金額は変わりません。

●該当する人

厚生年金や共済組合からの老齢（退職）年金、通算老齢（退職）年金、障害年金を受けていて、これらの年金加入期間が20年以上、または40歳以降の加入期間が10年以上ある人。

●被扶養者になれる人

退職被保険者本人と同居し、退職被保険者の収入によって生計を維持している家族（年間収入が60歳未満で130万円以上、60歳以上で180万円以上ある人は除く）。

●一部負担金

一般被保険者と同様で、入院・外来とも3割です。

●適用資格

年金受給権を取得した日から適用資格が発生します。

●加入手続

年金証書を受け取ってから14日以内に、国保の被保険者証、加入期間が記載されている年金証書、印鑑を持参してください。

国民健康保険のいろいろな制度

●高額療養費支給制度

1か月間に医療機関で支払ったお金が高額になった場合、この一部をお返しする制度があります。該当者には受診した月の2か月後に通知を送付してお知らせしています。相手がある交通事故などは対象外です。

●出産育児金支給制度

被保険者が出産をした場合、世帯主に40万円（産科医療保障制度該当の場合は42万円）が支給されます。直接払い制度を使用して出産を希望する場合は、各医療機関へお問い合わせください。

●葬祭費支給制度

被保険者が死亡した場合、葬儀を行った方に5万円が支給されます。

●人間ドック検診費助成金制度

当該年度の4月1日現在で、満30歳以上75歳未満（後期高齢者医療制度該当者を除く）かつ国民健康保険税完納世帯の人が、医療機関で人間ドックを受診した場合、毎年度1人1回に限り検診費の3分の2の金額が助成金として支給されます。助成金の上限は脳ドックを含む場合には5万円、含まない場合は3万円です。なお、助成金の支給は申請順で予算範囲内の支給件数となります。 ※検診結果の添付が必要です。

※特定健診を受けた方は助成の対象

外となります。

●特定健診・保健指導

40歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度該当者を除く）を対象に、6月中旬から7月まで各地域をまわって集団検診を実施します。詳しい日程については、6月始めに対象者全員に通知します。健診を受けて健康に注意を払い、医療費の増加を防ぎましょう。

●入院時食事負担額の減額申請

住民税が非課税の世帯には、入院時の食事代の標準負担額を減額する「国民健康保険標準負担額減額認定証」を、申請によって発行します。主な内容は次のとおりです。

入院時の食事代標準負担額
(1食あたり)

区 分	標準負担額	
一般被保険者	260円	
住民税非課税世帯等	90日以内の入院	210円
	90日を超える入院	160円
	70歳以上で低所得の人	100円

※詳しくはお問い合わせください。
※町ホームページから申請書をダウンロードすることができます。

■問い合わせ先

町民福祉課 福祉・医療グループ

☎(25) 5011

平成23年度 町税等の納期限のお知らせ

平成23年度、町税等の納期限をお知らせいたします。町税等の納期内納付にご協力ください。

■平成23年度 みなかみ町税等 口座振替納期限一覧表

納期限・期別 税 目	再振有無	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		5月 2日	5月 31日	6月 30日	8月 1日	8月 31日	9月 30日	10月 31日	11月 30日	12月 26日	1月 31日	2月 29日	4月 2日
町 県 民 税	◎	—	—	○ 第1期	—	○ 第2期	—	○ 第3期	—	—	○ 第4期	随1	随2
固 定 資 産 税	◎	—	○ 第1期	—	○ 第2期	—	○ 第3期	—	—	○ 第4期	—	—	—
国民健康保険税	◎	○ 第1期	○ 第2期	○ 第3期	○ 第4期	○ 第5期	○ 第6期	○ 第7期	○ 第8期	○ 第9期	○ 第10期	○ 第11期	○ 第12期
軽自動車税	◎	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
再 振 替 日		5月 16日	6月 15日	7月 15日	8月 15日	9月 15日	10月 17日	11月 15日	12月 15日	1月 16日	2月 15日	3月 15日	4月 16日

※振替日(納期限)は各月の末日です。ただし末日が土日・祝日の場合は、翌営業日となります。

※再振日は翌月15日です。ただし15日が土日・祝日の場合は、翌営業日となります。

■問い合わせ先 税務課 住民税グループ ☎(25) 5007

平成23年4月から「障害年金加算改善法」が施行されます

これまでは障害年金を受ける権利が発生したときに、受給権者によって生計を維持している配偶者やお子様がいる場合で、障害等級が1級または2級に該当する方に加算を行ってまいりました。しかし、平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者やお子様がいる場合にも届出によって加算を行うこととなります。

◆平成23年3月までは

○受給権発生時に既に生計を維持する配偶者やお子様を有している場合には、受給権発生時(※)から加算の対象となります。

※受給権発生時における生計維持関係を確認していました。

◆平成23年4月からは加算の範囲が拡大されます！

○平成23年4月1日より前において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子様を有している場合には、法施行時(※)から加算の対象となります。

※平成23年3月31日における生計維持関係を確認することとなります。

○平成23年4月1日以降において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子様を有することとなった場合は、その事実が発生した時点(※)から加算の対象となります。

※婚姻、出生等の事実が発生した日における生計維持関係を確認することとなります。

◆障害基礎年金の子加算の運用の見直しと児童扶養手当との関係について

このたびの法律改正により、障害基礎年金の子加算の範囲が拡大されることで、併せて障害基礎年金の子加算の運用についても見直しが行われます。

児童扶養手当は、お子様が障害基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんが、平成23年4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合においては、年金受給権者とお子様の間に生計維持関係がないものとして取扱い、子加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となります。

詳しくは下記の照会先までお問い合わせください。

●児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができる場合とは

両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害（国民年金または厚生年金保険法1級相当）の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更が可能となります。

●児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができない場合とは

母子世帯や父子世帯の方は、児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更ができません。

照
会
先

◎障害年金加算改善法について

渋川年金事務所 国民年金課

☎0279(22)1607

町民福祉課 福祉医療グループ

☎(25)5011

◎児童扶養手当額や児童扶養手当制度について

子育て健康課 子育て支援グループ

☎(25)5009



まちづくりの広場

シリーズ⑭

第3回月夜野地区まちづくり協議会主催の講座が開催されました

2月19日、月夜野地区まちづくり協議会の主催により講座が開催されました。

この講座は、同じ目的を持った方々が交流し情報交換を行うことで、新たなコミュニティを形成するためのきっかけづくりをすることを目指して開催され、今回で3回目となりました。

『家庭菜園』をテーマに参加者を募集したところ、これから家庭菜園を始めたい方や、すでに家庭菜園を行い、スキルアップを図りたい方など、月夜野地区のほか、水上地区や新治地区からの参加もあり、総勢50名の方々が集まりました。

講座では、後閑在住の藤田誠二さんから、家庭菜園の体験談についてお話いただきました。その後、JA全農群馬 生産資材部 花木流通センターの浅野隆生さんから「畑の準備と土作り」をポイントに、専門的な知識を学びました。講座後の質疑応答では、会場から多くの質問や、活発な意見が出されました。

月夜野地区まちづくり協議会では、今後もこのような講座を継続して開催することで、様々なコミュニティが形成され、それによって地域が元気で、楽しく、豊かになることを目指しています。



▲藤田さんの体験談



▲JA全農群馬 浅野さんの専門講座

●上毛高原駅付近イルミネーション点灯終了のお知らせ

昨年12月23日から上毛高原駅周辺にて実施しましたイルミネーションの点灯が、2月末日をもって無事終了しました。ご協力いただいた関係者の皆様や、地域住民の皆様にご心から感謝申し上げます。

まちづくり団体の活動を支援します！

《みなかみ町まちづくり団体活動支援事業補助金》

町では、まちづくりを支え合う自主的及び主体的なコミュニティ活動を支援するため、積極的、自発的な発案による地域の課題解決に向けたまちづくり事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

◆補助対象者

主たる活動の場が町内にあるNPO法人及びまちづくり活動を実施する団体

◆補助対象事業

○町内において積極的、自発的な発案により地域の課題を解決しようとする事業

○営利を目的としない事業

○公益的な事業

◆補助対象金額

補助金の額は、補助対象経費の5分の4以内で、千円未満を切り捨てとし、20万円を限度とします。

◆補助対象経費

講師等への謝礼・講師等の交通費・講師等の宿泊費等・会議等に出席するための交通費・事務用品・コピー用紙等の消耗品・花苗代・軍手等の消耗品等・コピー代・チラシ等の印刷代等・会議のお茶代・講師等の弁当代・勉強会や研修会等の経費・切手代・振込手数料・イベント、ボランティア保険等・イベント等の会場設営費（※業者委託しないとき）・その他町長が必要と認めたもの

◆申請方法等

詳しい申請方法や補助金の具体的内容については、お問い合わせください。

■問い合わせ先

総合政策課 企画振興グループ ☎(25)5004



デスティネーションキャンペーン(DC)に向けて

シリーズ③

今年の7月から9月にかけて開催される、「群馬デスティネーションキャンペーン (DC) 」は、JRグループ6社と地方自治体、地元観光事業者が一体となって取り組む観光宣伝事業です。観光の町みなかみにとって抜群の誘客力がある「SLみなかみ号」。今年はなんとそのSLがみなかみに2台登場します。今回は、そんなSLについてご紹介します。

～ もっと知ろう SLが走るみなかみ町 ～

DC本番の今年は、これまでの『D51 498』に加え『C61 20』も追加され、2台のSLがみなかみ町まで走ります。

ご存知『D51 498 (通称デゴイチ)』は昨年11月に70歳を迎え、みなかみ町でも祝賀イベントを開催しました。一方『C61 20』は、これまで37年間、伊勢崎市の華蔵寺公園遊園地で展示保存されていた蒸気機関車です。今回JRが鉄道の産業遺産を後世に伝えることを目的として復元されました。

SLが走る7月～9月のDC本番開催期間中には、みなかみ町へ来たお客様をもてなす企画がたくさんあります。SLの到着地であるJR水上駅前でも“温泉通り音楽散歩” “スイーツめぐり” “水上温泉シャトルバス&水上温泉スタンプラリー” “東京芸術大学の収蔵作品展示” など様々な企画が用意されています。

また、ゴールデンウィークには、電気機関車 (EL) とディーゼル機関車 (DL) が、旧型客車4両編成 (レトロみなかみ) をけん引してみなかみ町に来るほか、5月5日 (祝・木) に『C61 20』が初めて一般にお披露目となります。『C61 20』の車輛展示会場となるJR水上駅前転車台広場では、みなかみの物産がテント販売されたり、キャラクターのおいでちゃんとの記念撮影ができます。お披露目開催中に会場を訪れてくれた子供たちには、JR東日本高崎支社または、みなかみ町よりオリジナルグッズを差し上げます。

(お披露目内容については、変更となる場合があります。町観光商工課またはJR東日本高崎支社ホームページをご利用ください。)

DC期間中は『D51 498』と『C61 20』のSLがみなかみ町にやって来て、見応え、乗り応えのある内容になります (DC期間中のSL運行詳細は、今後の発表となります)。

他地域の人達が見たくても見られない歴史ある蒸気機関車SLに、みなかみ町民の皆さんもぜひ会いに来てください。



■問い合わせ先 観光商工課 DC推進室 ☎ (25) 5018

「東北地方太平洋沖地震」災害支援

3月11日の宮城県三陸沖を震源とする国内史上最大の地震に伴い、日本各地で甚大な被害が発生しています。

この地震に伴い、本町では水上小学校金管教室の天井が一部はがれ落ちましたが、その他大きな被害は報告されていません。電力供給や化石燃料、食料品等様々な部分において不足が生じていますが、時間の経過と共に少しずつ改善していきますので、引き続きご協力をお願いします。

被災者に対する本町の主な支援内容は、次のとおりです。

- ①友好都市協定を締結している、茨城県取手市から、地震発生の翌日、支援物資の要請があり、水4,000リットルを即日、取手市へ届けました。
- ②被災者受入状況として、町と町観光協会の協力により、被災者1,000人を無償で最大30日、町内の宿泊施設に順次受け入れています。宿泊に係る費用は、町が約1億円を予算化し対応します。

3月23日現在、町の受入状況は、福島県いわき市から自主避難者494人を35施設で受け入れています。また、岩手県宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市からの自主避難者300人を随時受け入れる予定です。

救援物資についても、町役場及び各支所、町社会福祉協議会各所で随時受け付けています。



▲被災者の方の話を伺う岸町長



▲次々と集められる衣類や食料品などの救援物資

青少年健全育成優良児童生徒表彰

2月17日、沼田警察署内において、青少年健全育成優良児童生徒表彰式が行われました。

この表彰は、広く青少年の範とすべき児童生徒の行為を顕彰して、利根沼田地区の青少年の健全育成に資することを目的に、利根沼田地区学校警察連絡協議会が行っています。受賞者は次のとおりです。

- ◎団体の部 新治中学校 吹奏楽部
- ◎個人の部
林 健太さん（藤原中学校）
雲越 恵さん（藤原／利根実業高校）

群馬県交通安全大会が開催

2月10日、藤岡市みかほみらい館において、群馬県交通安全大会が開催され、本町交通指導員の狩野敏一さん（湯原）が永年勤続表彰（金章）を授与されました。

狩野さんは、昭和60年4月に旧水上町交通指導員に就任以来、25年以上にわたり町の交通安全のためにご尽力されています。今回、その功績に対して表彰されました。

また、常山朗さん（町組）が表彰状を授与されました。

常山さんは平成14年4月に旧月夜野町交通指導員に就任以来、8年以上にわたり町の交通安全のために寄与した功績に対して表彰されました。

今後とも朝晩の街頭指導等で、町民の皆さんの交通安全のためにご活躍いただきます。



常山朗さん



狩野敏一さん



水上中学校の校舎・屋内運動場が完成

平成21年度から建設が進んでいた水上中学校の改築工事が完了しました。

完成した建物は、鉄筋コンクリート造の地上2階建てで、校舎と屋内運動場が一体となっている建物です。

1階の廊下は多目的利用ができるように広く確保され、天井が吹き抜けになった開放感のある明るい校舎となりました。

また、照明にはLED照明が取り入れられ、暖房設備は深夜電力を利用した蓄熱式暖房方式となりました。

校舎の南側には、太陽光発電設備を完備し、ランニングコストを抑え環境に配慮した建物となっています。

今後は、23年度中に既存校舎等の取り壊しや、校庭の整備を予定しています。また、この水上中学校の改築工事をもって、平成23年度より町内全ての小中学校の耐震化が図られ、児童、生徒が安心して授業が受けられる教育環境が整ったこととなります。



▲完成した屋内運動場



▲屋内運動場と一体となった新校舎

南国のお友達と思い出づくり

鹿児島県奄美市笠利町の小学校5・6年生15人が、2月11日から15日までの4泊5日の日程で本町を訪れ、ホームステイをしながら地元の小中学生と交流をしました。

この交流は、生活環境・習慣、文化の違いを肌で実感しながらお互いの交流を図る青少年交流事業で、昨年の夏には本町の小学生が奄美を訪れ、ホームステイをしながらマリンスポーツ体験などを楽しみました。

奄美から来た小学生たちは、スキー教室や雪遊びなど、冬の寒い中での体験をホームステイ先の小学生と一緒に楽しみました。雪を見るのが初めてという児童が多く見られましたが、スキー体験では、最初歩くのがやっとだった児童も習得が早く、後半にはリフトに乗って上から滑って降りてくるほどに上達していました。

本町と奄美市笠利町との交流事業も今回が10回目の記念でもあり、互いに違った環境の中での体験交流で、たくさんのお思い出をつくりました。



▲上達したスキーでウインタースポーツを満喫



▲初めての雪遊びに感動!!そりで遊ぶ子供たち



▶歓迎式で奄美の子供が歌を披露

利根川源流森林整備隊へ

感謝状が送られました

3月11日、群馬県庁において、第34回全国育樹祭労働者に対する感謝状の贈呈が行われました。

本町では、利根川森林整備隊（隊長 岸良昌みなかみ町長）に、開催場所周辺整備や開催協賛等の功勞として、同育樹祭実行委員会会長である大澤正明群馬県知事より感謝状が贈呈されました。



▶代表で参加した副隊長の鈴木敏雄さん

行政報告会を開催

2月24日、カルチャーセンターにおいて、行政報告会が開催されました。

この報告会は、「交流と自然環境を活かしたまちづくり」と題し、平成22年度に行われた「中国インバウンド及び聯合國際学院友好協定書締結」、「ニュージーランド視察研修」、「谷川岳一ノ倉沢交通規制アンケート調査」について、それぞれ岸町長が報告を行いました。

当日は約150人が来場し、町長からの報告を受け、質疑応答が行われました。



子育て支援センターで

講習会が開催されました

2月17日、子育て支援センター『汽車ぽっぽ』において、県立小児医療センター山田佳之部長を講師に迎え「子どもの救急ってどんなとき？」をテーマに講習会が開催されました。

県内の救急医療の現状や、熱・嘔吐・けいれんなどが発症したときの家庭でできる判断方法・対処方法など、わかりやすく説明をしていただき、参加したお母さんたちも真剣に耳を傾けてメモを取っていました。子育て支援センターでは、これからも様々な講習会等を実施する予定です。内容については、広報の「みんなの保健」ページでご確認ください。たくさんの方々のご参加をお待ちしております。

集めたアルミ缶で福祉器具を寄贈

水上中学校（田村正紀校長）では、平成9年から生徒会の福祉委員会が中心となり、アルミ缶を回収しています。そして回収したアルミ缶を売って得た収益金やPTAバザー売上金の一部で福祉器具を購入し、町社会福祉協議会に寄贈しています。

平成20年度より小中一貫教育の推進で、水上小学校の児童も参加しています。また、地域の方々や保護者からも協力をいただいています。今年も、2ト車で年4回にものぼるアルミ缶が回収され、3月9日に水上中学校で福祉器具の贈呈式が行われました。

贈呈式で田村校長は、「福祉活動やボランティア活動などに貢献できる、温かい思いやりを持った生徒の育成に力を入れていきたい。心の育成につとめたい。」と話していました。



▶山田部長による講習会の様子



▲福祉器具の贈呈式(児童たちから社会福祉協議会へ)

みなかみ町地域子育て支援センター
☎(64)1848
kids-info@town.minakami.gunma.jp

お知らせ



東北地方太平洋沖地震による 事業者への金融支援のご紹介

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震や、それに伴い実施されている計画停電等により、今後の経営に不安を抱かれています事業者の方へ、運転資金への金融支援についてのご紹介です。

詳細はお近くの金融機関窓口、みなかみ町商工会までお問い合わせください。

概要は、次のとおりです。

ただし、融資条件等に変更が生じる場合があります。

◆群馬県経営サポート資金Aタイプ (取引先が倒産等した事業者向け)

■融資対象者

○回収が困難となる売掛債権等を補てんする運転資金を必要とする方

○取引先との取引条件が悪化した場合などに、資金繰りの悪化を改善するための運転資金を必要とする方

■融資限度額 6,000万円

■融資期間 10年以内(うち据置期間1年以内)

■融資利率
年1・95%以内

◆群馬県経営サポート資金Aタイプ

Bタイプ(売上げが減少した事業者向け)

■融資対象者

◎Aタイプ

今回の地震及び計画停電の影響により、最近6か月または3か月の売上高、または粗利益が前年、2年前、3年前のいずれかの同期と比較して5%以上減少している事業者

◎Bタイプ

国が指定する業種に属し、最近3か月の平均売上高が前年または2年前の同期と比較して3%以上減少しており、中小企業信用保険法第2条第4項第5号に基づく市町村長の認定を受けた事業者

■融資限度額 6,000万円

■融資期間 10年以内(うち据置期間1年以内)

■融資利率
Aタイプ 年1・95%以内
Bタイプ 年1・9%以内

■融資申込先

融資を希望する金融機関
お問い合わせ先

お近くの金融機関
みなかみ町商工会
☎(62) 1155



利根沼田地区 林野火災防止運動 5月31日(火)まで

「その油断 緑の森を 火の海に」

森林は、災害の防止や二酸化炭素の吸収といった私たちの生活に重要な役割を果たしています。

たき火・タバコの火の不始末などが原因で毎年多くの森林が失われています。

空気の乾燥する3月から5月にかけては、山火事が非常に発生しやすくなります。大切な森林を守るため、次のことに注意して山火事を起こさないようにしましょう。

- ★枯れ草のある場所や、風の強いとき、空気が乾燥しているときは、たき火をしないようにしましょう!
- ★ごみの焼却は行わないようにしましょう!
- ★たばこの吸い殻は必ず消すとともに、投げ捨ては行わないようにしましょう!
- ★火遊びはしない、させないようにしましょう!
- ★火入れを行うときは、必ず消防関係機関へ事前に届出を行うとともに、強風時や乾燥時は実施しないようにしましょう!

今月の体操教室

男性の参加者も大歓迎!

参加申込は不要です。直接会場へお出かけください。

室内シューズ・タオル・飲み物をご持参ください。

皆さんの参加をお待ちしています。

■エアロピクス教室

■夜の部(毎週月曜日)

○開催日/4月 4日・11日・18日・25日

○時間/午後8時~9時まで

○会場/
新治B&G
海洋センター
2階



問い合わせ先
子育て健康課 健康推進グループ
☎(62)2527

納税と納期限

4月の納税

■納期限: 5月2日(月)
国民健康保険税 第1期

5月の納税

■納期限: 5月31日(火)
固定資産税 第1期
国民健康保険税 第2期
軽自動車税

◎国民年金

3月分の納期限は、
5月2日(月)です。

◎後期高齢者保険料

第1期の納期限は、
8月1日(月)です。

◎介護保険料

第1期の納期限は、
5月2日(月)です。



お支払いは便利な口座振替をご利用ください。

お知らせ



土地・家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧について

■縦覧期間

○期日

4月1日（金）～5月31日（火）
※ただし、閉庁日は除く。

○時間

午前8時30分～午後5時15分まで

■縦覧場所

役場本庁舎税務課・役場各支所

■縦覧範囲

「土地・家屋価格等縦覧帳簿」で納税者本人所有の土地・家屋はもとより、その他の土地・家屋の価格についても縦覧が出来ます。

■縦覧対象者

本町に所在する土地・家屋の固定資産税納税者もしくはその代理人。ただし、本町に土地・家屋を所有しているも税額が生じない場合（非課税・減免・免税点未達等）は縦覧できません。

■縦覧に必要なもの

- ① 認印
- ② 縦覧対象者が本人であることが確認できるもの（運転免許証・健康保険証等）
- ③ 納税通知書交付後は納税通知書・

課税明細書

④ 納税者本人の代理で縦覧をする場合は委任状が必要です。

■価格に関する申出

登録された価格について不服がある場合は、固定資産課税台帳に価格を登録した旨が告示された日から、納税通知書の交付を受けた日後60日まで申し出ることが出来ます。

※固定資産税台帳の閲覧については、納税者本人もしくは代理人等であれば、閉庁時を除き年間を通じて閲覧出来ます。

不明な点につきましては、お問い合わせください。

■問い合わせ先

税務課 資産税グループ
☎（25）5006

後期高齢者医療人間ドック 費用の一部助成について

町では、後期高齢者医療の加入者で保険料を完納している人を対象に、基本的な健診項目を含んだ人間ドックを受診した場合、その費用の一部を助成しています。

■助成額

一人20,000円（毎年度1回限り）

■申請方法

人間ドック受診後①印鑑（朱肉を使う物）②被保険者証③人間ドックの領収証④健診結果⑤助

成金を振り込む金融機関の口座番号がわかるものを持参のうえ、町民福祉課または各支所で申請してください。

なお、後期高齢者健診（ことぶき健診）と人間ドックを重複して受診した場合、この人間ドック助成は対象外となりますのでご注意ください。

■問い合わせ先

町民福祉課 福祉医療グループ
☎（25）5011

ママヨガ教室のご案内

子育て健康課では、次のとおりママヨガ教室を開催します。

■期日（いずれも水曜日）

平成23年
4月6日・5月11日・6月1日・7月6日・8月3日・9月7日・10月5日・11月2日・12月7日・平成24年
1月11日・2月1日・3月7日

■対象者 妊娠中から産後6か月くらいまでのママ

■受付時間 午後1時50分～2時

午後2時から開始（1時間程度）

■場所 町保健福祉センター

■講師 助産師 後藤ひとみ先生

■持ち物 バスタオル、汗拭きタオル、運動のできる服装

■その他 産後6か月頃までの赤

ちゃんなら、隣に寝かせてOKです。
◇運動したいけど、なかなかできない。

◇腰痛や肩こりが気になる。

◇運動して、リフレッシュしたい。

◇妊娠中、出産後のママの交流の場が欲しい。

◇妊娠中の不安なことを助産師さんに相談したい。

◇出産後の体調が気になる。

◇出産後のシェイプアップをしたい。

などと思う方は、是非、気軽に参加してみてください。

※ヨガ教室終了後、助産師さんとの個別の相談もできます。

※ご不明な点は、お問い合わせください。

■問い合わせ先

子育て健康課 健康推進グループ
☎（62）2527



お知らせ



みなかみ町不妊治療費

助成事業のご案内

みなかみ町不妊治療費助成事業は、不妊治療をされているご夫婦の経済的な負担を軽減するため、昨年4月1日以降の不妊治療（医療保険診療適用外の治療に限る）に要する医療費の助成を行うものです。

■助成を受けるための要件

- 不妊治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦
- 申請日の1年以上前から、夫婦共に本町に住所を有する者
- 医療保険加入者

■助成対象となる不妊治療費

- 不妊治療費及び不妊治療に付随する検査費等の治療に要する費用が助成対象になります。
- 不妊診断のための検査費は対象になりません。

○県の特定不妊治療費助成事業と重複して、町の助成も受けることができます。

※ただし県の助成金を優先します。

※申請に係る文書作成料などは、助成対象に含めることはできません。

■助成内容

○助成対象額は、当該年度内の不妊

治療費の夫婦負担額の2分の1（千円未満は切り捨て）です。

○助成額は、夫婦一組に対し1年度（4月から翌年の3月まで）につき10万円が上限です。ただし、県の助成金と町の助成金の合計が治療に要した額を超える場合は県を優先し、要した額を限度とします。

○助成回数は、夫婦1組に対して、通算5回（5年度）までです。

※1年度につき1回の申請です。

■申請期間

○申請年度（4月1日から翌年3月31日）に受けた不妊治療は、原則としてその年度内に行ってください。やむを得ない理由で申請期限を過ぎしてしまう場合は、あらかじめ子育て健康課までご連絡ください。

■医療機関

○不妊治療についての医療機関の指定はありません。

※群馬県が助成する特定不妊治療については、指定医療機関が定められています。

■申請方法と留意事項

治療中または治療完了後1ヶ月以内に子育て健康課窓口へお越しください。

※詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ先

子育て健康課 健康推進グループ

☎(62)2527

太陽光発電促進付加金

つてなんだろう？

平成21年11月から、太陽光発電システムを設置している施設・住宅・事業所等において、太陽光で発電した電気のうち、使わなかった電気を電力会社を買取る「太陽光発電の余剰電力買取制度」がスタートしています。この買取りにかかる費用は、「太陽光発電促進付加金」という項目で太陽光発電システムの設置・未設置を問わず、電気を利用する全ての施設・住宅・事業所等が負担します。

「太陽光発電促進付加金」は、月々の電気使用量に相当エリアの電力会社が定めた単価を掛けて計算され、平成23年4月分の電気料金から実質負担となります。（当地域は、東京電力になります。）

この買取制度により、住宅向け太陽光発電の導入は制度開始前に比べ約3倍に伸びており、価格低下も進んできています。

■問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁

再生可能エネルギー推進室

◎3月～5月

☎0570(057)333

◎6月以降

☎03(3501)1511

町囲碁将棋大会結果

2月20日、町老人福祉センターにおいて、第六回みなかみ町囲碁将棋大会が開催されました。結果は次のとおりです。（敬称略）

■囲碁の部

□Aクラス

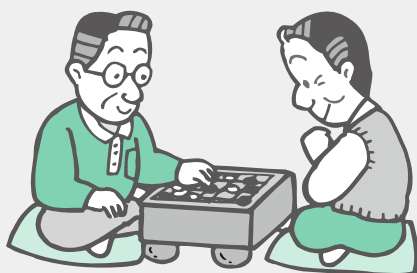
優勝 小崎洋一郎 小日向
準優勝 南雲幸男 月夜野
第三位 高橋建六 月夜野

□Bクラス

優勝 深井辰郎 新巻
準優勝 林利雄 布施
第三位 関口 功 上津

■将棋の部

優勝 田村広太郎 小仁田
準優勝 木檜昭夫 沼田市
第三位 角田雅男 猿ヶ京



募 集



地場産業振興対策事業の補助金交付要望団体を募集します

町は、産業振興を図るため、地域の特性や資源を活かした地場産業の振興を推進しようとする団体に対し、その試作、調査及び研究などに要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付します。

つきましては、要望団体を次のとおり募集します。

■補助対象者

町内に事務所を有する団体（株式会社等民間企業を除く）。

■補助対象事業

地域の特性や資源を活かした地場産業の振興に資する、次に掲げる事業とします。

- ① 新分野進出事業
- ◇ 地場産業に関連する新規創業並びに起業及び新分野の事業
- ② 新商品開発事業
- ◇ 新たな技術や商品の開発及びそれらを導入しようとする事業
- ③ 販路拡大事業
- ◇ 新たな販路開拓並びに販売及び経営方式の開発または導入しようとする事業
- ④ 地産地消推進事業

◇ 地域の農産物を活かした農業振興等をしようとする事業

■補助対象金額と経費

補助金交付対象経費が20万円以上で、千円未満を切り捨て、300万円を限度とし、次に掲げる経費について、予算の範囲内で補助します。

① 試作・研究・調査に要する原材料費、外注加工費及び委託費等に要する経費

② 市場調査等に要する経費

③ 産業技術等に関する調査に要する経費

④ 技術の導入または修得等研修に要する経費

⑤ 地域食材の利用を促進するために行う、活動や情報発信等に要する経費

⑥ 地場産品を普及するための宣伝活動に要する経費

⑦ 生産者と消費者等の交流活動に要する経費

⑧ 地場産品を使用した住民及び観光客等を対象としたイベント活動に要する経費

⑨ 地場産品を使用した食育活動に要する経費

⑩ 消費者向け食農体験に要する経費

■申請方法等

⑪ その他特に町長が認める経費
申請は4月25日まで受け付けます。申請方法や補助金の具体的な内容についてはお問い合わせください。

◎補助金交付の対象となる経費

経費区分	内 容	補助率
謝 金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金、アドバイザー謝金等	10分の10 以内
旅 費	委員旅費、専門家旅費、講師旅費、研修旅費等	
庁 費	原材料費、外注加工費、会議費、会場借料、会場整備費、デザイン料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、機械器具借料及び損料、資料作成費、原稿料、保険料、設備の賃借料及び保守料、プロバイダー契約料、プロバイダー使用料、ホームページ作成費、回線使用料等	
委 託 費	事業の一部を委託する経費	

■問い合わせ先

総合政策課 企画振興グループ
☎(25) 5004

県営住宅入居のご案内

平成23年度の県営住宅入居募集は、4月、7月、10月、1月の年4回実施します。

今回は4月の入居募集です。

所在地・間取り・募集戸数・家賃は募集案内をご覧ください。

■入居資格

現在住宅に困窮しており、親族と同居する予定の人、または単身の高齢者や障害のある人

※収入制限があります。

※詳しくは募集案内または県住宅供給公社ホームページをご覧ください。

■申込期間

4月1日（金）～15日（金）

■入居可能日 7月1日（金）

■申込方法 所定の申込用紙を郵送にて申し込みください。

■申込用紙・募集案内配布場所

県住宅供給公社、県土木事務所、みなかみ町役場地域整備課

■その他

入居者は公開抽選で選定します。

※一部の住宅については、随時申し込みを受け付けます。

※詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ先

県住宅供給公社
☎027(223)5811
FAX027(223)9808

募 集



ネットワークづくり

応援補助事業の募集

県では、平成19年度から、「多様な活動をしている市民団体が連携し、地域社会が抱える課題の解決に貢献できる環境」を目指し、市民団体の『ネットワークづくり』を応援しています。

平成23年度も前年度に引き続き、自治会をはじめとした地縁団体とNPOなどの市民団体との『ネットワークづくり』に重点を置きつつ、様々な形で『地域の絆づくり』を進める事業を応援します。

なお、地域力の向上に資するため、平成23年度から補助上限額を見直すこととしました。

■対象団体

地域社会のために活動をしているNPO法人や自治会、ボランティア団体など

■補助予定額

1件あたり20万円～40万円程度
(総額60万円)

※「自己負担なし」での事業実施も対象となります。

■対象事業

①地域の課題解決のために、新たに

始める自主事業で、複数のNPO(市民団体)が連携して行うもの、またはNPOと地縁団体(自治会など)が連携して行うもの

②他の制度による助成や委託を受けずに行う事業で、平成24年3月末日までに事業完了するもの

◇事業例

地域防犯事業、環境美化事業、

子育て支援事業など

■対象経費

事業の実施に直接必要となる経費 ※経常的経費、施設整備費、備品購入費を除く

■応募受付締切

4月15日(金) 必着

■応募方法

所定の様式に必要な事項を記入の上、県へ郵送または持参により提出してください。

■その他

○事業に係る正式書類は、別途、予算決定後に提出していただきます。

○「補助予定額」は、予算決定により変更することがあります。

■問い合わせ先

県生活文化部

NPO・ボランティア推進課

〒371-8570

前橋市大手町1-1-1

☎027(226)2291

FAX027(243)7706

相 談



県心身障害者福祉センター

巡回相談

■日時

5月11日(水)
午前10時～正午まで

■場所

沼田市保健福祉センター

■相談科目

整形外科、在宅訪問診査

■相談内容

身体障害者の補装具・自立支援医療(更生医療) 給付要否判定、身体

障害者に関する各種相談等

■必要なもの

身体障害者手帳、印鑑

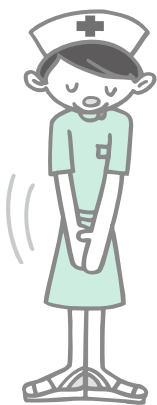
■その他 重度障害者にはご自宅を訪問することもできます。

※相談はすべて予約制ですので、4月28日(木)までにお申し込みください。

■申し込み・問い合わせ先

町民福祉課 福祉・医療グループ

☎(25)5011



心配ごと・法律相談所

◆心配ごと(民生・人権・行政)相談所

■水上会場 4月19日(火)

会場 社会福祉協議会 水上支所

■新治会場 5月17日(火)

会場 のぞみ館 相談室

◆法律相談所

■月夜野会場 4月8日(金)

会場 町保健福祉センター2階

■水上会場 5月13日(金)

会場 社会福祉協議会 水上支所

相談は、予約制で先着順になります。
時間は全て午後1時30分～4時まで。

■予約・問い合わせ先

みなかみ町社会福祉協議会

☎(62)0081



図書館



中央公民館図書室

☎(62) 2275

■開室日(祝祭日を除く)

◎火・木・土曜日

午前9時～午後5時

※正午～午後1時の間は休室

◎第1・第3日曜日

午前9時～正午

■おすすめの到着図書

◎一般書 月と蟹／道尾秀介

◎児童書

たこやきようちえん

／さいとうしのぶ

新治公民館図書室

☎(64) 0111

■開室日

◎月曜日と祝祭日を除く日

午前9時～午後5時

■おはなしの会

日時／4月17日(日) 午後2時～

場所／新治公民館図書室

■4月の休室日(通常休室日以外)

29日(金)

■おすすめの到着図書

◎一般書 きことわ／朝吹真理子

◎児童書

わたしドーナツこ／井上コトリ

水上公民館図書室

☎(72) 3707

■開室日

◎月曜日と祝祭日を除く日

午前9時～午後5時

※正午～午後1時の間は休室

■4月の休室日(通常休室日以外)

29日(金)

■おすすめの到着図書

◎一般書

今月の到着図書はありません。

◎児童書

今月の到着図書はありません。

カルチャーセンター児童図書室

☎(20) 4040

■開室日

◎月曜日と祝祭日の翌日を除く日

午前9時～午後5時

■おはなしの会

日時／4月21日(木)

午後3時30分～

場所／カルチャーセンター プレイルーム

■4月の休室日

4日(月)・11日(月)・18日(月)・

25日(月)・30日(土)

■おすすめの到着図書

◎一般書

親子で読みたいお天気のはなし

◎児童書

野の花えほん／前田まゆみ

国民年金からのお知らせ

平成23年度

国民年金保険料のお知らせ

「早割」がお得で便利

平成23年4月分から平成24年3月分までの国民年金保険料は、月額15,020円です。

保険料の納付には口座振替の「早割」がお得で便利です。これは、口座振替の利用ください。これは、口座振替の指定日を納付期限より1か月早めることで、1か月当たりの保険料が50円割引になる制度です。また、一度手続をすれば、その後は毎月の保険料が指定の預貯金口座から定期的に引き落とされるので、納め忘れの心配ありません。

この「早割」制度をご希望の方は、①預貯金通帳、②預貯金通帳届出印、③基礎年金番号の分かるもの(年金手帳、国民年金保険料納付書など)を持参のうえ、金融機関または年金事務所へお申し出ください。

「前納がお得です」

平成23年度分の国民年金保険料納付書は、4月初めに日本年金機構から「国民年金保険料納付案内書」と一緒に送られます。

国民年金には、一括して保険料を納めると割引になる「前納制度」があります。現金での納付を希望される方は「国民年金保険料納付案内書」に付いている「前納納付書」を使用して、納付書の使用期限までに納めてください。

1年分の保険料を前納すると3,200円が、6か月分の保険料を前納すると730円が、同じ月数の保険料を毎月納めた場合と比べて割引になります。

なお、保険料を前納した期間中に、就職して厚生年金に加入するなどの理由により国民年金保険料を納める必要がなくなった場合には、それ以降の期間の保険料は還付されます。

※詳しくは、年金事務所へお問い合わせください。

■問い合わせ先

渋川年金事務所 国民年金課

☎0279(22) 1607

町民福祉課 福祉・医療グループ

☎(25) 5011



地域包括支援センターだより

来月より、各地区で行われている生きがいサロンの様子をこのコーナーで紹介します。今回はサロン活動に参加されている「介護予防サポーター」について紹介します。

教えて 介護予防サポーター



★介護予防サポーターは、皆さんの住む地区でも活躍しています★

質問1 介護予防サポーターって？

介護予防サポーターは、介護予防について身につけた知識や技術を、家族やご近所で介護について悩んでいる方や、介護状態になる恐れがある方などに広める役割を担っています。

また、地域で自主的に介護予防活動を行ったり、市町村等の行う介護予防事業にボランティアとして参加しています。

質問2 介護予防サポーターって誰でもなれるの？

介護予防サポーターは、一定の研修を終了された方がなれます。研修には初級・中級・上級があります。一般の方を対象とした初級研修終了後に、介護予防活動へのボランティア参加を志願した方を対象に中級研修が行われ、終了者には県から認定証が交付されます。

上級研修は町独自で行われ、町で行う研修や介護予防事業に一定数以上参加された方に、町から認定証が交付されます。

現在みなかみ町では、中級介護予防サポーターとして62名の方が登録されています。

介護予防サポーターの研修受講者募集については、毎年5月頃に広報や回覧などでお知らせしています。

質問3 介護予防サポーターってどんな活動をしているの？

介護予防サポーターの主な活動は以下のものです。

- ①サロン（各地区で行っている高齢者集いの場）の運営・協力
- ②介護予防事業への協力
- ③相互に意見交換をしたり活動に役立つ知識を深めるため、定期的に開催される連絡会・研修会への参加



来月より、町主催の介護予防教室で行われる体操を1つずつご紹介します。

◎高齢者の皆さんはどんな運動をしていますか？

「毎日歩いてますよ。」という方は多いです。

「ラジオ体操なら若いときからやってるよ。」という方もいます。

しっかりとした足腰はすべての動作の基礎となります。足腰を鍛え、元気ではつらつとした毎日を送りましょう。

そのためには少しずつでもいいので、日常生活に組み入れて継続することが大切です。

健康づくりインフォメーション

みんなの保健

～みなさんの健康づくりをしっかりとサポートします～

●問い合わせ先 子育て健康課 子育て支援グループ ☎25-5009

なごもだちが
あつたよ!

2月
の出生者

	男の子	女の子	計
月夜野地区	3人	2人	5人
水上地区	1人	2人	3人
新治地区	1人	0人	1人
計	5人	4人	9人

◆数字は住民基本台帳に
基づくものです。
(3月15日現在)

乳幼児健診

～対象の方には事前に個別通知いたします～

乳児健診

- 会場 町保健福祉センター
- 対象 4か月児・10か月児
- 期日 4月20日(水)・5月12日(木)
- 受付 4か月児 13時45分～14時
10か月児 12時45分～13時

幼児健診

- 会場 町保健福祉センター
- 受付 12時45分～13時

健診名	対象	4月	5月
1歳6か月児健診	1歳7・8か月児		25(水)
2歳児歯科健診	2歳1・2か月児	13(水)	
2歳6か月児歯科健診	2歳7・8か月児	5(火)	
3歳児健診	3歳1・2か月児		18(水)

母子健康手帳交付

- 会場 子育て健康課 ■対象 全地区
- 4月 4日(月)・11日(月)・18日(月)・25日(月)
- 5月 2日(月)・9日(月)・16日(月)・23日(月)
30日(月)
- 時間 9時～11時30分 13時～16時

乳児相談・母乳相談

- 会場 町保健福祉センター
- 対象 3か月児・8か月児・12か月児・妊婦および産婦
- 期日 4月14日(木)・5月12日(木)
- 時間 9時30分～11時30分
- 受付時間および内容
 - *3か月児 10:00～10:15 計測・問診・ふれあい遊び
 - *8か月児 9:45～10:00 計測・問診・栄養相談
 - *12か月児 10:15～10:30 計測・問診・栄養相談
 - *妊・産婦 9:30～11:30 母乳相談(予約制)

ポリオ

- 会場 町保健福祉センター
- 期日 4月12日(火)・15日(金)・19日(火)・
22日(金)・27日(水)
- 受付 13時10分～13時30分
(15日のみ12時50分～13時10分)

子育て支援センター 汽車ぽっぽ

- 会場 子育て支援センター (にいほるこども園内2階)
- 対象 就学前の子どもと保護者
- 日時 月～金曜日 10時～14時
【4月のじゃんぷの日(毎週木曜日)】
- 期日 ●4月 7日/読み聞かせ
14日/お茶しませんか?
21日/ニードルフルト(要申込)
28日/大きくなったかな?
●5月12日/お茶しませんか?
- 時間 10時～12時
- 問い合わせ先 子育て支援センター ☎(64)1848
E-mail: kids-info@town.minakami.gunma.jp

子育てサークル

子育て支援ボランティア等により、就学前児童とその保護者を対象とした、親子のふれあいの場を提供しています。どこに住んでいても利用できます。

- 【キラキラ】
- 会場 にいはるこども園体育館隣
- 日時 毎週火・金曜日 10時～14時
- 【わくわく】
- 会場 水上公民館2階和室
- 日時 第1・第3・第5水曜日 10時～14時
- 問い合わせ先 子育て支援センター ☎(64)1848

ママヨガ教室

※詳細はP17をご覧ください。

子育てひろば

～子育て支援ボランティア～
にこにこくらぶ

- 会場 町保健福祉センター
- 対象 就園前の乳幼児と保護者(全地区)
- 期日 4月8日(金)・15日(金)・22日(金)
5月13日(金)・20日(金)・27日(金)
- 時間 10時～12時 ■主催 にこにこくらぶ
～遊びながらお友達と出会う楽しいひろばです～
4月22日●こいのぼり作り
5月27日●消防士さんのお話
- ※麦茶が出るのでコップを持参してください。
- ※にこにこくらぶでは、一緒に活動してくれるボランティアを募集しています。詳しいことは久野豊子(☎62-2403)までお問い合わせください。

◇ベビーマッサージ(1歳までの乳児対象)

- 日時 4月8日(金)・5月13日(金) 10:30～11:30
- 持ち物 バスタオル、フェイスタオル、防水シート
- ※費用は無料で、予約も必要ありません。

● 今月の表紙 ●
未来へ羽ばたく新たな旅立ちの日
 ～藤原中学校卒業式より～

3月の卒業シーズンに、町内の各小・中学校で卒業式が、各幼稚園・保育園・こども園で卒園式が行われました。

卒業生たちは、それぞれの思い出を胸に、慣れ親しんだ学舎や恩師に別れを告げ、新たな道へと旅立ちました。

各学校・幼稚園・保育園・こども園の卒業・卒園者数は表のとおりです。

卒業・卒園 おめでとう!

幼稚園 95人	
月夜野幼稚園	40人
月夜野幼稚園下牧分園	7人
月夜野北幼稚園	4人
にいはるこども園(幼)	26人
水上わかくりこども園(幼)	18人
保育園 46人	
水上第三保育園	1人
にいはるこども園(保)	7人
月夜野保育園	27人
水上わかくりこども園(保)	11人
小学校 203人	
古馬牧小学校	40人
桃野小学校	45人
月夜野北小学校	10人
水上小学校	33人
幸知小学校	5人
藤原小学校	1人
新治小学校	69人
中学校 212人	
月夜野中学校	110人
水上中学校	31人
藤原中学校	2人
新治中学校	69人

みなかみ町の

人口と世帯

3月1日現在

総人口	22,101人 (-28)
男	10,683人 (-13)
女	11,418人 (-15)
世帯数	8,179世帯 (-10)

数字は住民基本台帳に基づくもので、国勢調査の数値とは異なります。
 ※()内は前月比

みなかみ 歳時記
 —— 町の主な行事予定 ——

4月

- 4(月) ■ 町立第三保育園入園式
- 5(火) ■ 私立月夜野保育園入園式
- 7(木) ■ 町立小・中学校始業式・入学式
- 8(金) ■ 町立にいはるこども園入園式・町立月夜野北幼稚園入園式
- 9(土) ■ 私立水上わかくりこども園入園式
- 10(日) ■ 群馬県議会議員選挙投・開票
- 11(月) ■ 町立月夜野幼稚園入園式・町立月夜野幼稚園下牧分園入園式

5月

- 15(日) ■ みなかみ町消防団ポンプ操法競技会 ● 月夜野緑地広場駐車場

町ホームページを新しくします

子育てや生活情報などをわかりやすく、誰もがより使いやすい魅力ある情報を発信するため、「ナビゲーション機能」を導入します。これにより知りたい情報が簡単に探せるようになります。

※現在更新作業中のため、完了次第お知らせします。



■ 問い合わせ先 総合政策課 企画振興グループ ☎(25)5004

3月に行われた主な行事

- 2(水)～10(木) ■ 3月議会定例会 ● 本庁舎議場
- 11(金) ■ 町立中学校卒業式
- 18(金) ■ 私立水上わかくりこども園卒園式
- 22(火) ■ 町立にいはるこども園卒園式・月夜野北幼稚園卒園式
- 23(水) ■ 町立月夜野幼稚園卒園式・下牧分園卒園式
- 24(木) ■ 町立小学校卒業式
- 25(金) ■ 町立第三保育園卒園式
- 26(土) ■ 私立月夜野保育園卒園式

Gallery 東京藝術大学卒業生 修了生寄贈作品

東京藝術大学卒業生・修了生からみなかみ町に寄贈された作品を紹介しています。
 ◎平成22年度未現在
 73名から126作品を収蔵
 広報で紹介した作品数 58 / 126

『せんたくばさみ』

作者／東樋口徹
 規格・素材
 H1,250mm×W890mm
 紙、インク

作品の一部を「みなかみコレクション展」として、役場水上支所2階および商工会水上支所2階に展示中です。

■ 開場日／月曜日～金曜日(祝祭日は除く)
 ■ 開場時間／午前9時～午後4時30分

